

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3151002	処分名	騒音又は振動に係る改善命令等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	三重県生活環境の保全に関する条例			第34条第2項		
基準規定	①	三重県生活環境の保全に関する条例		第27条		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
<p>○三重県生活環境の保全に関する条例 (騒音, 振動に係る指定施設の計画変更勧告等) 第27条 知事は, 騒音, 振動に係る指定施設に係る第23条第1項又は第25条第1項の規定による届出があつた場合において, その届出に係る指定施設を設置する工場等において発生する騒音, 振動が排出基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは, その届出を受理した日から30日以内に限り, その届出をした者に対し, その事態を除去するために必要な限度において, 騒音及び振動にあつてはその防止の方法若しくは当該指定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を, 又は当該指定施設の設置に関する計画の廃止を勧告することができる。 (騒音, 振動に係る改善勧告及び改善命令等) 第34条 知事は, 騒音, 振動に係る指定施設を設置する工場等において発生する騒音, 振動が当該工場等の敷地境界線において排出基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境の保全上の支障が生じていると認めるときは, 当該指定施設を設置している者に対し, 期限を定めて, その支障を除去するために必要な限度において, 騒音及び振動にあつてはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を勧告することができる。 2 知事は, 第27条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わずに指定施設を設置しているとき, 又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは, 期限を定めて, 同条又は同項の支障を除去するために必要な限度において, 騒音及び振動にあつてはその防止の方法の改善又は当該指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命じ, 又は当該指定施設の使用の一時停止を命じることができる。 3 前2項の規定は, 第24条第1項の規定により騒音又は振動に係る届出をした者の当該届出に係る指定施設については, 同項に規定する指定施設となつた日から3年間(規則で定める施設にあつては, 4年間)は, 適用しない。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例により鈴鹿市が処理する事務					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3151003		処分名	建設作業に係る改善命令		
区分	不利益処分・条例		処分権者	市長		
担当部署	部	環境部		課	環境政策課	
根拠規定	三重県生活環境の保全に関する条例				第49条第2項	
基準規定	①	騒音規制法				
	②	振動規制法			第11条, 別表第1	
	③	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則			第50条, 別表第19	
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙「建設工事に対する騒音・振動規制の手引き」参照					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第3号に該当するため			
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例により鈴鹿市が処理する事務					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3151005	処分名	改善命令			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	三重県小規模水道条例			第14条		
基準規定	①	三重県小規模水道条例		第4条		
	②					
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○三重県小規模水道条例 (施設基準)</p> <p>第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>(1) 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>(2) 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>(3) 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>(4) 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>(5) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>(6) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>2 水道施設の位置及び配列を定めるにあつては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第14条 知事は、水道施設が第4条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道施設の設置者に対して、期間を定めて当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。</p>					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	弁明の機会の付与					
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例により鈴鹿市が処理する事務					

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3151006	処分名	給水の停止命令		
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長		
担当部署	部 環境部	課	環境政策課		
根拠規定	三重県小規模水道条例			第15条	
基準規定	①	三重県小規模水道条例		第14条	
	②	三重県小規模水道条例		第15条	
	③				
処分基準	設定の有無	有	当初設定日		最終更新日 令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由		
	<p>第十四条 知事は、水道施設が第四条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該水道施設の設置者に対して、期間を定めて当該施設を改善すべき旨を命ずることができる。</p> <p>第十五条 知事は、設置者が前条の規定による命令に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者に衛生上の被害を与えると認めるときは、その命令に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。</p>				
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日
	期間				
聴聞等	弁明の機会の付与				
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例により鈴鹿市が処理する事務				

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3154002	処分名	使用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境施設課			
根拠規定	鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例				第7条	
基準規定	①	鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例			第7条	
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条	
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成30年10月31日
	非公開該当		未設定理由			
<p>※ 基準規定(参考)</p> <p>○鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する条例 (許可の取消し等) 第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。 (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。 (4) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考						